

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の変更）

要望元：厚生労働省 医薬局

監視指導・麻薬対策課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に伴う関税法上の①輸出してはならない貨物及び②輸入してはならない貨物に関する規定の整備								
改正要望の内容		大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に伴い、大麻取締法上の「大麻」については、麻薬及び向精神薬取締法上の「麻薬」として規制されることとなる。このため、関税法に規定する①輸出してはならない貨物及び②輸入してはならない貨物から「大麻」を削除するもの。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		施行期日：大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和6年夏頃を予定）								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、</p> <p>(1) 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備</p> <p>(2) 大麻等の使用罪の適用等に係る規定の整備</p> <p>(3) 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備</p> <p>等の措置を講ずることを目的とした、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案（以下「大麻取締法等改正法」という。）を次期（2023年秋）の臨時国会に提出する予定としている。</p> <p>特に上記(1)に掲げた規定の整備については、大麻草から製造された医薬品（難治性てんかん薬）につき、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上の医薬品としての承認に向けた治験が実施されていることを踏まえ、その医療用途の途を開くために、大麻の規制を見直すものである。</p> <p>具体的な改正の内容は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）において、既に医療用麻薬としての施用・受施用に関する規制が整備されていることを踏まえ、大麻取締法（昭和23年法律第124号。以下「大取法」という。）上の大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大取法に規定する「大麻」を新たに、麻向法における「麻薬」として位置付けることとするものである（改正後の麻向法第2条第1項第1号）。</p>								

	<p>この改正に伴い、関税法上の①輸出してはならない貨物及び②輸入してはならない貨物に関する規定から「大麻」を削除するものである（関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11。技術的改正）。</p> <p>② 問題点</p> <p>関税法上の①輸出してはならない貨物及び②輸入してはならない貨物については、対象物品を取り締まるための個別の法律（大取法、麻向法等）において輸出又は輸入が禁止されているものであって、特に水際において税関が厳重に取り締まる必要があると認められるものが規定されていると考えられる。</p> <p>そのような考え方の下、麻向法及び大取法において輸出入が禁止されている「麻薬」及び「大麻」については、関税法上の①輸出してはならない貨物及び②輸入してはならない貨物として規定され、税関において厳重な水際取締りが行われている。この税関における水際取締りが適正に執行されることは、関税法に基づく制度の適正な執行のほか、麻向法及び大取法に基づく制度の適正な執行にも繋がることから極めて重要であり、税関における水際取締りの適正な執行を確保するためにも、大取法等の改正により取締りの対象物の範囲が変更されるものではないが、関税法、麻向法及び大取法の 3 法において「麻薬」及び「大麻」の定義が一致することを明確にする必要がある。</p> <p>また、大取法等の改正に伴って本改正を行わない場合には、関税法上の①輸出してはならない貨物及び②輸入してはならない貨物として規定する「麻薬」及び「大麻」の定義が個別の法律との関係で判然とせず、改正後の大取法及び麻向法を執行する厚生労働省地方厚生局麻薬取締部等と改正を行わなかった関税法を執行する税関とが共同して行う犯則調査において、その調査対象（客体）が不明確となり、犯則調査の実施に支障をきたすおそれがある。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>関税法、麻向法及び大取法の 3 法において「麻薬」及び「大麻」の定義が一致することを明確化し、税関における水際取締りの適正な執行を確保する必要がある。</p> <p>また、本改正を行わない場合には、関税法上の①輸出してはならない貨物及び②輸入してはならない貨物として規定する「麻薬」及び「大麻」の定義が改正後の大取法及び麻向法との関係で判然とせず、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部等及び税関とが共同して行う犯則調査等における調査対象（客体）が不明確となり、犯則調査の実施に支障をきたすおそれがあることから、このような状況を回避する必要がある。</p> <p>これらのことを踏まえ、本改正を要望するもの。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>大麻取締法等改正法の施行日（令和 6 年夏頃を予定）。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>関税法、麻向法及び大取法の 3 法において「麻薬」及び「大麻」の定義が一致することが明確となり、税関における水際取締りの適正な執行に繋がり、ひいて</p>

	<p>は、麻向法及び大取法に基づく制度の適正な執行にも繋がることが期待される。 また、関税法における取締対象の客体が明確化され、円滑な犯則調査の実施に資する。</p> <p>② 改正によって生じうる影響 特記事項なし。</p> <p>③ 改正の妥当性 上記①のとおり円滑な犯則調査の実施に資するため改正は妥当。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 特記事項なし。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 特記事項なし。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 特記事項なし。</p> <p>④ 関連措置 特記事項なし。</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	特記事項なし
措置による効果	特記事項なし